

## 令和6年第1回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年1月25日(木) 午後1時30分から3時40分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(14人)

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	出	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	出
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 会議録署名委員の指名

第4 報告第1号 農地改良届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による転届出について(4条 市)

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による転届出について(5条 市)

報告第5号 証明書の発行状況について

報告第6号 農業委員会等に関する法律第26条第3項による職員の任免について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 生産緑地の取得のあっせんについて

議案第4号 生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について

第6 その他

(1) 審議会、協議会の報告について

(2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 石井富貴和  
次 長 菊池 智司  
係 長 河野 広美  
主 事 後藤 聖弥

7. 会議の概要

戸邊 会長職務代理	委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和6年1月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。
会長 (以下議長)	(開会の宣言及び開会の挨拶)
議長	本日の出席委員は全委員の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。 2番 宮田委員、3番 牧野委員、お願いします。  (本人承諾の返事)
議長	それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。 まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。
河野係長	(報告事項読み上げ)
議長	ありがとうございます。 報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら後ほど事務局までお願いをいたします。
議長	それでは、続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。 議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
河野係長	議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有」権、土地の表示「市助〇〇番」、地目「畑」、

地積「〇〇㎡」、理由「家庭内贈与」、経営面積「〇〇㎡」。

こちらの案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は私岡庭の担当でございます。私から内容説明を申し上げます。

それでは、ただいまから議案第1号1番の説明をさせていただきます。

譲渡人、譲受人、土地の表示等はただいま事務局からの報告でございますので、割愛させていただきます。

(以降、申請地、経営状況、従事日数、農機具の保有状況について説明)

家庭内贈与でございます。問題ないかと思いますが、慎重なるご審議をひとつお願いしたいと思います。

説明は以上とさせていただきます。

議長

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

**1番 家庭内贈与 (全員賛成)**

議長

続きまして、議案第2号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

**【議案第2号に係る申請地のビデオ上映】**

議長

それでは、再開をいたします。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。

なお、今月内容調査会を行った案件について報告いたします。

今月は、議案第2号3番について内容調査会を開催しております。

それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「使用貸借」、土地の表示「彦成二丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「畑」、「〇〇㎡」、施設概要「住宅用敷地」。

申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員に内容説明をお願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第2号1番について説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についても、ビデオのとおりでございますので省略いたします。

(以降、申請人について説明)

今回の転用申請の目的は住宅用敷地になります。

続いて、利用計画について説明を申し上げます。利用計画といたしましては木造平家建て専用住宅1棟の建築でございます。建築面積が〇〇㎡で、延床面積は〇〇㎡でございます。駐車スペースは自家用2台分と来客用1台分の計3台分を確保しています。そのほかに駐輪スペース3台、庭スペースを確保する計画となっております。

被害防除についてですが、北側は道路で出入口のため被害防除はありません。

東側は隣地コンクリートブロック7段積み、西側は隣地コンクリートブロック4段積みフェンス、南側はコンクリートブロック3段積み、汚水は合併浄化槽5人槽で処理後、北側道路側溝へ放流、雨水は雨水浸透ますから浸透処理後、北側道路側溝へ放流。

また、隣地の同意を得ております。

誓約書は提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

開発許可の要件につきましては、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅です。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

1番 住宅用敷地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号2番について事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号2番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「彦成三丁目〇〇番」、地目「畑」、地積「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、同じく「〇〇番」、「田」、「〇〇㎡」、施設概要「居宅用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、水管、下水管、またはガス管のうち2種類以上埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請に係る農地からおおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設が存する農地であるため、第3種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は染谷委員の担当でございます。染谷委員、内容説明をお願いいたします。

染谷委員

それでは、ただいまから議案第2号2番について説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明につきましても、ビデオのとおりでございますので省略いたします。

(以降、申請人について説明)

今回の転用申請の目的は住宅用地になります。

続いて、利用計画についてご説明を申し上げます。

利用計画といたしましては、木造平家建て専用住宅1棟の建築でございます。建築面積が〇〇㎡で、延床面積は〇〇㎡でございます。駐車スペースは2台分を確保しております。

被害防除についてですが、北側は新設ブロック3段積みフェンス、東側、新設ブロック2段積みフェンス、西側、新設ブロック3段積みフェンス、南側は新設ブロック3段積みフェンス、汚水は合併浄化槽5人槽で処理後、西側道路側溝へ放流、雨水は雨水浸透ますから浸透処理後、西側道路側溝へ放流。

また、隣地の同意を得ております。

誓約書は受理されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第3種農地です。

開発許可の要件につきましては、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅です。

最後に、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

**【挙手なし】**

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

2番 居宅用地 (全員賛成)

議長

続きます。議案第2号3番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第2号3番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「鷹野三丁目〇〇番」、地目「田」地積「〇〇㎡」、施設概要「資材置場」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は牧野委員の担当でございます。牧野委員に内容説明をお願いいたします。

牧野委員

それでは、ただいまから議案第2号3番の説明をさせていただきます。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、権利種類、土地の表示、施設概要、現地の説明につきましては、先ほど事務局の説明どおりでございますので省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略いたします。

(以降、内容調査会で聴き取り調査した内容を説明)

申請内容ですが、転用目的が資材置場で、申請理由といたしましては、理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

続きます。本社から申請地までの距離及び時間ですが、約15km、車で1時間です。利用計画といたしましては、資材、足場クランプ、工事バリケード、仮設万能板、作業工具等を置く計画となっております。

隣地の同意はいただいております。

続いて、被害防除ですが、北側、新設コンクリートブロック6段積みフラットパネル2m、東側、新設コンクリートブロック6段積みフラットパネル3m、西側、新設コンクリートブロック6段積みフラットパネル2m、南側、新設コンクリートブロック6段積みフラットパネル3m、出入口部分、コンクリート舗装、6m×6m、パネルゲート3m、会社看板、停止線、敷地内砂利敷、雨水は場内浸透処理、水路敷き、コンクリート打設(10cm)、以上が被害防除の説明でございます。

その他でございますが、出入口箇所の水路占用許可証、誓約書を頂いております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

3番 資材置場 (賛成多数)

議長

続きまして、議案第3号「生産緑地の取得のあっせんについて」を上程いたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第3号「生産緑地の取得のあっせんについて」でございます。

添付書類の資料といたしまして、議案第3号関係書類を配付させていただいております。概要一覧、それから案内図、公図を配付しておりますので併せてご覧いただきたいと思います。

こちら議案第3号ですが、三郷市長より生産緑地の取得のあっせんについて依頼文が農業委員会宛てに届いております。そちらを受けまして農業委員会としてのあっせんの業務となっております。

なお、三郷第2018-1号につきましては、令和5年11月の総会にて主たる従事者として証明した件でございます。あっせんの対象者ですけれども、近隣農業従事者で申請地付近の農家組合長へあっせんの案内文を郵送にて行いたいと思います。

地番、面積、買取り希望価格はこちらの概要のとおりでございます。ご承認いただければ、農家組合長に回覧をお願いするという形で郵送させていただきまして、そちらの結果を来月2月27日の総会にて報告させていただき

いと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について議案の朗読及び説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1番 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第4号「生産緑地の取得のあっせん依頼の回答について」を上程いたします。

議案第4号1番については島根至代委員の担当でございます。島根委員に内容説明をお願いいたします。

島根至代委員

議案第4号1番についてご説明いたします。

先月の総会の議案第4号1番「生産緑地の取得のあっせんについて」の議決を経て、農業委員会において三郷第146号生産緑地地区の取得のあっせんをすることになりました。それを受けて、近隣の農家組合長を通じ近隣農業者へのあっせんを行いました。取得希望者が現れず、あっせんができない状況でございます。

以上、簡単ではございますが、ご報告申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番の説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

**【全員挙手】**

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

1番 (全員賛成)

議長

ここで暫時休憩といたします。開会時間2時25分をお願いいたします。

**【17分暫時休憩】**

議長

それでは、再開いたします。

議長

これより2点、報告会という形によろしいですね。始めさせていただきます。最初に、農業振興課から、三郷市の都市農業振興基本計画について報告をお願いしたいと思います。秋本課長、鏡課長補佐、藤島係長、3名で報告させていただきます。よろしくお願ひします。

秋本課長

皆さん、こんにちは。農業振興課長の秋本でございます。

農業委員の皆様には日頃より農業振興課業務にご協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日でございますが、平成26年度に策定いたしました三郷市農業振興計画、こちらでございますが、今年度で契約期間が満了となります。そこで新たに三郷市都市農業振興基本計画、こちらを策定しているところでございます。つきましては、その内容の概要を鏡課長補佐よりご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

鏡課長補佐

農業振興課の鏡です。よろしくお願ひします。

それでは、三郷市都市農業振興基本計画（案）の概要についてご説明させていただきます。申し訳ありませんけれども、着座にて失礼いたします。

お手元にある三郷市都市農業振興基本計画（素案）というものをご覧ください。

1ページをお開きください。

ページ数が振られている1ページ、下のところに1ページ、よろしいでしょうか。

まず初めに、計画策定の背景と趣旨でございますが、本市では、平成26年

度に「三郷市農業振興計画」を策定し、これまでに様々な農業振興策の推進を図ってまいりましたが、現在に至るまで国では「都市農業振興基本法」、「都市農業振興基本計画」など都市農業の保全や活用に向けて法整備が進められてきました。

本市では、計画期間が満了とすることや農業の環境の変化を踏まえ、本市の農業を持続的に発展させ、そのポテンシャルを十分に発揮させていくための指針を示すことを目的として本計画を策定いたします。

2ページをご覧ください。

計画の期間でございますが、令和6年度から令和15年度までの10年間といたします。なお、計画実施5年目には必要に応じて各施策の事業目標を検証してまいります。

次に、計画の位置づけについてでございますが、本計画は「第5次三郷市総合計画」を上位計画とし、同計画の趣旨を踏まえながら、本市の農業振興を計画的かつ総合的に進めていくために策定するものでございます。また、「都市農業振興基本法」に規定する都市農業の振興に関する計画に位置づけることといたします。

次に、かなり飛びますが、29ページをご覧ください。

三郷市農業の将来像でございますが、「持続可能なみさとの農業」としております。

30ページをお願いいたします。

本計画の施行体系でございますが、方向性1から4までとなっており、その方向性に対し、31ページに記載がございますとおり、事業目標を設定しております。

まず、1つ目の事業目標ですが、農業経営などの研修会の開催回数を年1回から3回にいたします。次に、三郷産農産物の知名度アップのためのイベント企画開催の回数を年3回から5回にいたします。学校給食への三郷産農産物の年間使用量を6.3%から8.3%にいたします。直売農家数を43戸から48戸にいたします。観光農園・市民農園数を11か所から16か所にいたします。最後に、経営規模拡大の意向割合を3.8%から5%にいたします。

以上のとおり、6つの事業目標を設定しております。

32ページをお願いいたします。

本計画の体系図でございますが、4つの方向性、8つの施策、そして施行施策に対する主な取組を記載しております。

33ページをお願いいたします。

方向性1、持続可能な農業経営でございますが、施策1-1、高収益農業の推進の主な取組の1-1-2、三郷産農産物のブランド化促進につきましては、三郷市農業祭など、各種イベントでのPRや商談会への出展などを通じ、三郷産農産物の地名度の向上を目指してまいります。

34ページをお願いいたします。

施策1-2、多様な担い手の育成・確保の主な取組の1-2-2、農家の後

継者の交流や情報交換の機会提供につきましては、農家の後継者同士の交流や情報交換の機会を提供し、若手農業者の連携を強めることで、営農スキルの向上や経営課題の解決方法などを相談し合える環境づくりに取り組んでまいります。

35ページをお願いします。

方向性2、地産地消の推進でございますが、施策2-1、三郷産農産物の販売促進の主な取組の2-1-1、即売所の拡充とPR活動の推進につきましては、即売所の開設支援やガイドマップを作成し、定期的に更新・配布するなど直売所のPR活動を推進してまいります。

36ページをお願いいたします。

施策2-2、学校給食など機会の活用の主な取組の2-2-1、学校給食や食育事業における三郷産農産物のさらなる活用につきましては、学校給食や食育体験教室などの食育事業において三郷産農産物をさらに活用することにより、児童や生徒に三郷産農産物のよさやおいしさをもっと知ってもらいます。

37ページをお願いいたします。

方向性3、ふれあい型農業の推進でございますが、施策3-1、市民が農業に親しむ機会の創出の主な取組の3-1-1、観光農園などの開設支援や農業体験イベントの開催につきましては、市民が気軽に農業に接する機会を増やすため、観光農園の開設や運営を支援し、拡充を進めます。また、活き活き農業体験講座などの開催により、市民が農業とふれあう機会の充実を図ってまいります。

38ページをお願いいたします。

施策3-2、教育における農業の活用の主な取組の3-2-1、児童・生徒が農業とふれあう機会の充実につきましては、農の社会科見学の開催やみどりの学校ファームの支援により、地域の児童・生徒が農業にふれあう機会を拡大してまいります。

次に、施策3-3、環境に配慮した農業の推進の主な取組の3-3-1、住環境との調和に配慮した農業への支援につきましては、堆肥や有機肥料の使用により、化学肥料の削減に取り組む農家など、周辺住民の居住環境に配慮する農業に対し、支援を行ってまいります。

39ページをお願いいたします。

方向性4、地域に応じた農地の保全でございますが、施策4-1、農地の保全の主な取組の4-1-1、農地の適正管理の推進につきましては、関係部署と連携しながら、農家の農地の貸し借りや農作業の受委託の斡旋をすることにより、農地の保全を図ってまいります。

最後に、この計画（案）につきましては、農政審議会、農業関係団体、庁内関係部署による策定委員会に素案を提出し、ご意見をいただいております。

また、昨日開催されました農政審議会において、三郷市都市農業振興基本計画については本市の農業の将来像を実現するための指針として妥当であるとの答申をいただいております。

	以上でございます。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま三郷市の都市農業振興基本計画につきまして説明が終わりました。これにつきましてご質問等ありましたら、挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>島根委員。</p>
島根幸一委員	<p>(挙手により質疑)</p> <p>31ページ、農業経営者研修や情報交換会とありますが、たしか二、三日前の研修会も随分と人が足りないということで連絡いただいたんですけども、具体的に年に1回でそれだけ人が少ないところを、年に3回に増やすにはかなりの努力がないと人は集まらないと思うんですけども、その辺について何か方策はあるんでしょうか。</p>
鏡課長補佐	<p>農家さんの意見を聞きながら、どういう研修がいいのかというのは興味あるものやしていきたいなどは思っています。それで参加人数を増やしていきたいとは考えております。</p>
島根幸一委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ほかにございますか。</p> <p>宮田委員。</p>
宮田委員	<p>(挙手により質疑)</p> <p>資料の見方とかも含めてなんですけど、8ページの表2-3-2の人口推移と見えますか、年齢別に出ていると思うんですけど、この中で15歳未満というのが入っているのですが、これの意味って、15歳以下の子がやっているというふうに解しているのでしょうか。それとも私の表の見方が間違っているんだったら教えていただきたいんですけど。</p>
鏡課長補佐	<p>これは販売農家のかたの家族構成の人口になっています。</p>
宮田委員	<p>家族構成、その中にこういう子供もいるということでこういう表示になっている。</p>
鏡課長補佐	<p>一番左のところに販売農家数336とあり、一番右側に1,246人ということで、家族の構成の人数になっています。</p>
宮田委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>あと併せてなんですけど、これは教育とも関係すると思うんですけど、地産地消</p>

の考えとか、食育とかいろんな観点から学校の給食というのは大変大きな意味を持つと思うんですが、その割に、そちらのほうは全く疎いものでこういう質問をするのですが、ちょっと達成する割合って少ないのかなという、イメージとしてなんですが、これについては業者さんが入っていると思うんですが、そこの交渉の問題とか、そういうことなんでしょうか。

鏡課長補佐

基本的には学校給食室でも地産品を使いたいということがあるのですが、やはり給食で使われているものを三郷でなかなか作ってない、ジャガイモ、ニンジン、そういうものがメインではないというのが一番大きく、コマツナは結構使っていただいているのですけれども、やはり学校のメニューによって使う野菜って決まってくるので、そういう野菜が三郷市内で作っていただけるようであれば増えていくとは思うんですけれども、なかなかメインの野菜がないものですから、割合的にはちょっと少なくなっている。

宮田委員

そうすると逆に言うと情報の発信の問題もあるのかなという、作っている、畑をやっている人たちに、この時期にこういうものを作れば買い取ってもらえますよみたいな、先ほどの研修とかのお話があったと思うんですが、そういったこともまたリンクしていくのかなという、逆に、前にずっと読ませていただく中で、地産地消の考え方から言っても、私の近くにはヨーカドーがあって、そこでは地元のものが見えるという感じで販売されているのですが、市内にかなりのスーパーがあると思うんですね。そこについての働きかけ、要するに地元のものコーナーでも、また販売でもいいんですけれども、働きかけるということはあるのでしょうか。また、働きかける場合、どこが主体となって働きかけるのかなというのと、最後、私は住んでいるところが大変もう都市化というか、田畑が減ってきて、住宅が建ったりとか、駐車場になったり、または資材置場等になっている状況の中で、先ほど39ページにあった用排水路の維持管理というのは私のほうにもいろいろ相談というか、苦情というか、結構寄せられることがあるのですが、それらについてはでも実際はそちらの担当ではなくて、河川課かどこかになるんでしょうか。その辺ってどうなっているのか。昔は近接する農家の人たちが皆さんでやっていましたよね。ところが、離農される方が増えて、今それをされていないというのがもともとの原因だと思うんです。それってどうなんでしょう。

鏡課長補佐

まず、先ほどお話があったスーパーの地産産コーナーの関係ですけれども、新しいスーパーができたときにはJAさいかつが窓口になって農家さんを紹介しているような状態になっております。

その次の用排水路の維持管理につきましては、三郷には用水路、排水路、用排水路と3つ水路がありまして、用途によって管理者が違います。用水路の場合は農業振興課で行っておりまして、排水路は河川課、用排水路は協議しながら進めております。

宮田委員	前に問い合わせしたらどこか分からなくなって、最後にやめちゃったことがあったんですけども。
鏡課長補佐	そういう形で担当は分かれてはおります。
宮田委員	かなりもう草が生えちゃって、実際水が流れないので、ひどいところは結構、中には形がゆがんじゃっている、そういうのがちょっと目立つものですからお伺いしたのですが、ありがとうございます。
鏡課長補佐	各地区の農家組合長さんや水利組合長さんに、毎年そういう水路を掘削してほしいなど要望を受けて、予算の範囲で少しずつ進めております。
宮田委員	それは十分理解できます。ありがとうございます。
議長	ほかにございますか。 岡庭早苗委員。
岡庭早苗委員	(挙手により質疑) 今回のこの計画につきまして、私は農家ではないので消費者側の感覚になってきてしまうんですけども、この周知自体は市民全体へ周知する内容なんですか、農家さん宛てのものではないですか。この計画。
鏡課長補佐	計画自体は、そうですね。
岡庭早苗委員	周知する関係。
鏡課長補佐	市のホームページ等で公開しています。
岡庭早苗委員	分かりました。その中で、J H E P 認証制度とか、資料が出てきたので確かめて何とか分かりましたけれども、そういう部分についてはことわり書きとか、出だしからちょっと引っかかったのものでそういう部分、でもそういうのがあるとありがたいかと思いました。余計なことだったかもしれませんが、自分の感覚です。
秋本課長	ここには載ってないんですけども、用語集はつけさせていただくような形です。
岡庭早苗委員	そうですね、分かりました。 あとは、この計画を見て、都市型農業に対して気持ちある農業委員さんがも

う既に一步踏み出しているのかなというのが現状だなと思いました。徐々に働きかけながら、いろいろPRとか活動をどこかと連携しながらやっていっていただけのんだと思うんですけども、なるべく消費者側からすると販売ルートやPRの関係、ホームページなどもありますけれども、ちょっと苦手なかたもいると思うので、その辺の配慮とかいただけるとよいと思います。地産地消の関係では、やはり市内で賄えるものは賄っていただきながら、足りない部分について、農家さんに負担をかけちゃう部分については市の応援、という補助金とかになってしまうのですけれども、そういうのもこれからの時代、必要のかなと思いますので、よろしくをお願いします。

すみません、以上です。

議長

最後に、もう一方、もしあれば。

吉野推進委員。

吉野推進委員

(挙手により質疑)

ちょっと細かいことで申し訳ないですけども、事前に読ませていただいて、11ページの下の方、販売農家の販売金額という表の中で、1,000万円以上、3,000万円以上まで含めて、4.8%の農家さんが言ってみたら1,000万円以上の売上を確保していますよという意味ですよ。それを26ページの後継者の状況の下の方、下の文章のところ、農業所得1,000万円以上の農家が近年でも一定の規模で推移していると記載があるんですけども、販売金額が1,000万円以上が4.8%しかなくて、そしたら、1,000万円の所得を得ている人はそれより当然さらに低くなくてはいけませんよ。当たり前で、それなのに一定規模は1,000万円の所得を得ているという表記はこれはいかかなものかなというようなことを、ちょっと細かいことで申し訳ないんですけども、気になったので教えていただきたい。

鏡課長補佐

販売所得など、分かりやすいようにさせていただきます。

吉野推進委員

販売金額にしちゃうか、収入にするかでないと、所得で1,000万円もある程度あるというのは、実感として今の三郷の農業の中でそこはないんじゃないかと思ったので、よろしくをお願いします。

議長

それでは、都市農業振興基本計画の説明につきましては、以上とさせていただきます。

いろんなご意見、ご質問をいただきましてありがとうございます。

これをもって終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(農業振興課職員退室)

議長

続きまして、みどり公園課に、生産緑地地区制度の概要についてと三郷市生産緑地地区追加指定基準の改正について、2点を説明していただきます。

それでは、みどり公園課から、矢野課長、鈴木課長補佐、染谷係長、3名来ていただいておりますので、よろしく願いいたします。

矢野課長

皆様、こんにちは。みどり公園課長の矢野でございます。

本日は、生産緑地地区制度の概要についての説明と来年度に予定をしております生産緑地の追加指定に向けまして、三郷市生産緑地地区追加指定基準の改正につきまして、農業委員会の皆様からご意見をいただきたく、本総会に出席をさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

詳細については後ほど担当係長のほうから説明をさせていただきますけれども、現在、本市におきまして生産緑地地区の指定状況でございますが、全体で152地区、約26haの生産緑地を指定してございます。

生産緑地につきましては、皆様もご存じかと思っておりますけれども、指定をしてから30年を経過した場合や、主たる農業従事者が死亡、または故障した場合には市に対して買取りの申出が可能となりまして、買取りが不調となった場合には、行為制限及び生産緑地の指定が解除され、土地利用が可能となる制度でございます。

本市におきましても毎年のように主たる農業従事者が死亡あるいは故障による生産緑地の解除でありますとか、平成4年に当初指定をした生産緑地が昨年12月に30年を経過したことによりまして、一部解除などもございましたことから、指定面積が減少している傾向にございます。

このようなことから、本市におきましては平成24年から3年ごとに追加指定を実施しておりますけれども、前回の令和3年時点で面積要件の緩和をいたしたところでございますが、指定面積の維持に十分な効果が得られていない現状にありますことから、現状に鑑みましてさらなる規制の緩和をいたしたく、三郷市生産緑地地区追加指定基準を見直すものでございます。

この後、改正内容の詳細及び生産緑地制度の概要につきまして担当係長より説明をさせていただきますので、皆様からご意見をいただければと思っております。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

染谷係長

みどり公園課花とみどりの係長の染谷と申します。

初めに、生産緑地地区制度の概要についてご説明をさせていただきます。

資料といたしましては、事前に配付しておりますこちらのカラーの資料のご用意をお願いいたします。

1ページをご覧ください。

まず、生産緑地地区とはなんですが、市街化区域内の良好な生活環境の確保の効用があり、農地等を計画的に保全することを目的に都市計画で定める地区のことでございます。指定の要件につきましては、土地所有者の申請を基に市

が指定するものですが、記載にありますように5つの要件を満たす必要がございます。なお、5番目の面積要件につきましては300㎡以上の規模の区域であることとございまして、先ほど課長のほうからも説明がありましたように令和3年3月から条例施行により面積要件を500㎡以上から300㎡以上に変更しており、面積要件を緩和しております。

なお、申請する際は、隣接するほかの人の農地と合わせて300㎡以上でも構いません。

次に、資料の3ページをご覧ください。

生産緑地に指定されますと行為制限や税制上の優遇措置などがございます。行為制限につきましては、農地としての適正な管理が義務づけられ、農業用以外の建築や農地以外の土地利用を目的に貸したり売却することができなくなります。ただし、農業を営むために必要な施設設置や管理行為などにつきましては下記①から⑧までの施設、例えばビニールハウスですとか、農機具の収納施設など、市の許可を受けた上で建築が可能となっております。

次に、資料の4ページをご覧ください。

税制上の優遇措置につきましては、固定資産税と都市計画税は市街化調整区域に準じた農地評価、農地課税となりますので、市街化区域農地と比べ税額は低くなります。相続税と贈与税は、相続時や贈与時の取得日において生産緑地地区内の農地などであれば一定額の納税が猶予され、猶予期間は死亡の日までとなります。

次に、資料の5ページをご覧ください。

生産緑地地区の追加指定ですが、三郷市は平成24年から3年ごとに実施しておりまして、次回は令和6年度に実施する予定となっております。指定までの流れにつきましては、7月ごろに指定申請書の受付を行いまして、9月ごろに農業委員会総会にて、申請のありました農地の指定に当たり、意見聴取をお願いしております。10月ごろに都市計画変更案の縦覧を行いまして、11月ごろに都市計画審議会で諮問し、12月ごろに都市計画変更の告示を行う予定でございます。

次に、資料の6ページをご覧ください。

生産緑地の買取り申出についてということで、生産緑地に指定されてから営農する中で、次のいずれかに該当する場合には土地所有者は市に対して生産緑地地区に指定された農地の買取りを申し出ることができます。

1番目といたしまして、生産緑地地区に指定されてから30年を経過したときでございます。直近では平成4年指定の当初指定の地区について令和4年に30年を経過いたしましたので、その後10地区ほどの買取り申出がございました。

2番目として、農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能にさせる故障により農業を続けることが不可能となったときでございます。

主たる従事者につきましては、申請者が農業委員会に対して生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請書を提出し、該当する場合、農業委員

会が証明書を発行するもので、その証明書の添付が必要となります。

また、故障につきましては、けがや病気などで農業に従事することができなくなる故障として市が認定したものとなっております。この場合には医師により農業に従事することが不可能、困難ではなく、不可能と診断され、その旨が明記されている医師の診断書の添付が必要となっております。

なお、買取り申出の事由が発生しても、申出については任意でありますので、申出をしなければ、生産緑地の指定はそのまま継続されます。

次に、資料の7ページをご覧ください。

生産緑地の買取り申出事務の流れにつきましては、生産緑地指定後30年経過、または主たる従事者の死亡、故障に該当する場合、市に対して買取り申出書を提出いたします。市は、庁内において買取り意向の照会を行いまして、買い取る場合、土地所有者と価格の協議を行い、所有権移転後、公共施設用地という位置づけに変わります。市が買い取らない場合なんですけれども、農業従事者の取得に向け、農業委員会とさいかつ農業協同組合にあっせんを依頼しております。あっせんが成立する場合、価格の協議を経まして所有権移転を行い、新たな所有者には引き続き生産緑地として管理していただきます。あっせんが不調の場合、買取り申出の日から3か月後、生産緑地の行為制限が解除されます。

なお、都市計画変更の告示をもって正式に解除となります。

次に、資料の8ページをご覧ください。

市のこれまでの生産緑地地区指定の経過につきまして説明させていただきます。

市では、平成4年度に当初指定を実施し、その後、平成8年度に三郷中央地区、平成10年度にインターA地区、平成20年度にインター南部地区の市街化区域編入に伴い生産緑地の指定を実施いたしました。また、平成24年度からは追加指定を実施し、その後、平成27年度、平成30年度、令和3年度に実施しております。

現在の指定地区数と指定面積につきましては、この表の右下です、152地区、26.37haとなっております。

次に、資料の9ページ、10ページをご覧ください。

市の生産緑地地区の分布につきましては、カラーで塗られている区域が市街化区域となっております。その市街化区域内の太い赤字で囲まれているものが生産緑地地区となっております。生産緑地地区が市内で満遍なく分布しているのがお分かりかと思えます。

以上、生産緑地地区制度の概要について説明させていただきましたが、農業委員会の皆様にご協力をお願いしている点をまとめさせていただきますと、3点ございまして、1番目に、生産緑地追加指定や基準等の改正に当たり意見聴取を行うこと、2番目に、生産緑地買取り申出手続に当たり主たる従事者の証明書を発行すること、3番目に、生産緑地買取り申出手続に当たり農業従事者へのあっせんを行うこととさせていただきます。

今後とも生産緑地地区制度についてご理解とご協力をいただきますようお願い

い申し上げて、生産緑地地区制度の概要についての説明を終わります。

議長

ありがとうございます。

ただいま説明が終わりました。この件につきましてご質問等ありましたら挙手にてお願いしたいと思います。

牧野委員。

牧野委員

(挙手により質疑)

3ページですけれども、建築が可能な施設というところの⑦で直売所等の建物を建てるときに、以前、直売所を生産緑地のところに建てようと思って市役所に確認しに行ったときに、全体の生産緑地の面積の3分の1、何か決まりがあるのですね。3分の1で、しかもそれも3分の1が何㎡以上でないと駄目という決まりがあつて、うちはそれが少し足りなくて駄目だったんですけれども、そういう細かいのが書いてあると、これを見て、うちは駄目、うちは大丈夫というのが分かりやすいかなと思いました。

染谷係長

実際には生産緑地の20%だけが建築ができるというのがありまして、逆に言うと残りの面積は農地として残す必要があるというのがございます。その辺が触れられてないので、今後追加したいと思います。

議長

では、今後そういった数字を入れていただくということで。

ほかにもございますか。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質疑)

1ページの⑤、300㎡以上、隣接する農地と合わせてとありますが、仮に2軒の農家で300㎡、片方がいろんな事情でやめますと、生産緑地を外したいとなったときには、もう片方の人はやはり外れてしまうんですか。

染谷係長

基本は300㎡以上ないと、道連れ解除という呼び方になるのですが、片方のかたが解除になったために、300㎡足りないと解除になるというのが原則ではあります。ただ、平成29年に国の指針のほうが変わりまして、その街区または隣接する街区でほかに生産緑地があり、それでそことくっつけることで300㎡以上あるという状況であれば、そのまま生産緑地として続けることができるようになっています。

島根幸一委員

では、自分のところにほかに生産緑地がないと。

染谷係長

自分ではなくて、ほかのかたでも、街区という定義がちょっとあるのですが。

島根幸一委員      では、誰でもいいから一緒にしておいてよと言えよということ。

矢野課長          隣の街区であればなんですけれども。道路で囲まれたと言っても、どこまでの道路かなんですけれども、道路で囲まれたエリアの中に、自分の生産緑地のほかに、飛んでいても構わないので、同じ街区を形成している中にあれば、これと一体で生産緑地を形成しているというふうにみなせるというようなことで、道連れ解除をなるべく減らそうというような動きがございます。

島根幸一委員      分かりました。

鈴木推進委員      同じ街区というのはどこで判断してくれるのですか。

矢野課長          そこは市で判断します。

鈴木推進委員      市のほうで判断して、同じ街区ですよということ。

矢野課長          区画整理をやったような、きちんと道路が縦横で区切られているようなところだと分かりやすいのですけれども、なかなか既成市街地のほうに行ったりするとその辺の道路幅員とかの構成もいろいろまちまちなところがあり、基本的には市で判断をいたしております。

鈴木推進委員      市のほうで判断する、分かりました。

議長              ほかにございますか。  
島根幸一委員。

島根幸一委員      (挙手により質疑)  
病気など農業ができない状況でということ解除になりますよね。解除して、そのほかに調整区域で畑なり田んぼがあって、そちらではほかの家族が農業をして生産して、本人だけが農業をできないからやめます、生産緑地を解除してくださいといった場合には何か問題があると思うんですけれども、その辺はどう考えているんですか。

染谷係長          市の考え方としては、一人のかたが故障で農業ができなくなるということで、ご家族の中で一人欠けてしまうと全ての農地ができなくなってしまうということを鑑みて、その生産緑地だけ買取り申出したいといった場合、本当に続けられないのですかという話は聞かせていただくのですけれども、それでもできないということであれば、そのところの買取り申出を受け付けるというような形にしています。

島根幸一委員 ほかの調整区域に関しては何の問題もなく、今までどおり生産していても、そこだけ解除という形で問題はないと思っているのですか。

矢野課長 考え方として、家族何人かでやっていましたが、故障、あるいはお亡くなりになって、農家としての営農する規模を縮小する、こっちはできないけれども、人数が減ったことによって全部の農地は見れないが、ここは外して、違うところだったらまだ何とか頑張れるというような受け止め方を我々はしているところでございます。

議長 ほかにございますか。  
鈴木推進委員。

鈴木推進委員 不可能になった場合、結局医者診断書を添付して解除となりますよね。その後、元気に活動しているという場合はどう判断するんですか。

矢野課長 元気になるって、どうしているかによります。

鈴木推進委員 解除した後に元気になるって、そういう姿を見た場合はどうするんですか、本人が。

矢野課長 あくまでも生産緑地は農業従事という視点で見ているので、ただ元気に買い物に行っている等は、また別の話になります。

議長 ほかにございますか。  
岡庭早苗委員。

岡庭早苗委員 (挙手により質疑)  
生産緑地に指定されると第三者に農地としても貸すことはできないのかなと思っていたら、③に、農地以外の利用を目的に貸すことはできないということは、農地としてなら貸せるんですか。

染谷係長 農地法3条の手続を経て許可を得れば可能です。

岡庭早苗委員 賃貸借か、分かりました。  
もう1点、市民農園のために必要な施設ということで、生産緑地内に駐車場を設置した場合、それも農地扱いで、課税も大丈夫なんですね。通常は転用しますと、市街化区域だから高くなりますが、農地としてだと3分の1になっているはずなんです。

染谷係長 市民農園のためということであれば、駐車場のほうは可能というふうに。

岡庭早苗委員 分かりました。ありがとうございます。

宮田委員 制限ないんだ。さっきの20%。

染谷係長 面積も必要最小限とか、必要な分は駐車場として設けることは可能ですというように制限になっています。

宮田委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 もしなければ終了となりますが、大丈夫でしょうか。  
それでは、生産緑地地区制度の概要については以上をもちまして終了とさせていただきます。  
続きまして、三郷市生産緑地地区追加指定基準の改正について説明をお願いしたいと思います。

染谷係長 引き続き私のほうから、三郷市生産緑地地区追加指定基準の改正について説明させていただきます。  
資料といたしましては、事前に配付しておりますこちらの白黒のワンペーパー、こちらの資料をお手元にご用意ください。  
市の生産緑地につきましては、追加指定を初めて実施した平成24年の31.1haをピークに、年々指定面積が減少しておりまして、現在は指定後30年経過による解除などにより26.37haとなっております。  
令和3年度の追加指定に対しましては面積要件を変更いたしましたが、指定面積の増加に十分な効果が得られておりませんでした。そのため都市農地の保全を図るさらなる手だてといたしまして、来年度、令和6年度に実施する追加指定に向けて基準の改正を行いたいと考えております。  
なお、改正の背景といたしまして、平成29年に国の都市計画運用指針の改正により生産緑地の再指定が可能となっております、平成31年にさいかつ農業協同組合から生産緑地の再指定について要望を受けております。  
改正内容につきましては、現在買取り申出があり行為制限が解除された農地は追加指定の対象外となっており、現行の基準では生産緑地の再指定を認めておりませんが、一定の条件によっては再指定を可能としたいと考えております。  
条件につきましては、2つのケースを想定しておりまして、1番目として、過去にあった買取り申出の理由が主たる従事者の死亡、故障の場合、再指定の申請時点で農業の用に供されている、かつ将来的にも営農が継続される見込みがあること、さらには申請時点の主たる従事者が過去に解除された際の原因となった主たる従事者と異なる場合は、再指定可能とするものでございます。  
2番目として、買取り申出の理由が指定後30年経過の場合、特性生産緑地の指定時において土地所有者と連絡が取れないなど諸般の事情により特定生産

緑地に指定することができなかった土地について、その事情を勘案した上で再指定することに合理性がある場合、再指定可能とするものでございます。

生産緑地追加指定基準の改正につきまして、ご意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、改正スケジュールにつきましては、今年度は1月22日に都市計画審議会で報告し、昨日1月24日に農政審議会で意見聴取を行いました。今後は2月9日に公園運営委員会に諮問する予定でございます。

改正がされますと、来年度になりますが、新たな基準の下、7月ごろ追加指定の受付を行いまして、12月ごろに生産緑地指定の告示を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま三郷市生産緑地地区追加指定基準の改正についての説明が終わりました。これにつきまして、もし質問等ありましたら、挙手にてお願いしたいと思っております。

島根幸一委員。

島根幸一委員

(挙手により質疑)

改正後の買取りの中の主たる従事者の死亡とありますが、主たる従事者というのは、これはその土地の所有者ということによろしいのですか。

染谷係長

土地所有者のかたが多いとは思いますが、例えばかなり高齢であって、後継者のかたが主たる従事者としてやっていることもありますので、一概に土地所有者とは言い切れません。あくまで経営者、その農家の経営者を主たる従事者と見ているのが一つ、またその経営者の働いている日数の、65歳未満だと8割以上の日数で働いている、65歳以上だと経営者の7割以上の日数で働いている場合はそのかたも主たる従事者とみなすことができます。

島根幸一委員

7割以上だと、365日の7割ということですか。

染谷係長

仮に主たる従事者の方が365日働いているとしたら、掛ける8割とか7割とかという数字。

島根幸一委員

365日農作業日数です。だから200何日働いているということ言えば主たる従事者ということになるんですかね。ではなくて。

矢野課長

主要な農業者が仮に100日働いていたとすると、家族で65歳以上のかたが70日働いていたとすると、そのかたも主たる従事者としてみなせるという意味合いでございます。

島根幸一委員 その人が、その高齢者がその家で100日仕事をしているとしたら、私も100日で主たる従事者ですと言って、その人が駄目だと言ったら、では解除になるということで。

矢野課長 はい。

島根幸一委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 ほかに意見がないようですので、この基準の改正についてご異議等ございませんか。

【異議なし】

議長 ただいま異議なしということで決まりましたので、当農業委員会としてはこの基準の改正については特段異論はないということで、今後みどり公園課におきましてはこの基準の改正につきまして事務を進めていただくようお願いしたいと思います。

以上で終了となります。どうもありがとうございました。

(みどり公園課職員退室)

議長 それでは、再開いたします。

ただいまの説明会にご協力いただきまして、ありがとうございました。

続きまして、その他に移らせていただきます。

まず、審議会、協議会の報告について、ございましたら、挙手にて報告をお願いしたいと思います。

大熊委員。

大熊委員 (農政審議会について報告)

議長 ありがとうございます。

そのほかございますか、審議会、協議会で。

【挙手なし】

議長	<p>(三郷市景観審議会・三郷市都市計画審議会について報告)        続きまして、その他の報告でございます。        その他で報告がございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。</p>
	<p><b>【挙手なし】</b></p>
議長	<p>それでは、事務局からの報告事項ということで、まず、次長からお願いします。</p>
菊池事務局次長	<p>事務局からの連絡事項について説明いたします。        ①事務処理変更について        以上です。</p>
河野係長	<p>農業振興課からの連絡事項です。        ①農政だよりの発行 2月中旬予定        以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。        それでは、ここで、以上をもちまして今月の総会は閉会とさせていただきます。        閉会に当たり、戸邊代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
戸邊 会長職務代理	<p>長時間にわたりまして慎重なるご審議ありがとうございました。        今月の総会では、農地法3条が1件承認、第5条が3件許可相当になりました。生産緑地の追加指定についてが1件、生産緑地の取得のあっせん依頼の回答についてが1件、それぞれ承認となりました。        審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきまして、ありがとうございます。        以上をもちましてご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。</p>